＊＊2026年5月　第4版
＊2017年11月　第3版

製造販売届出番号：13B1X00138TB0297

機械器具 50　開創又は開孔用器具　間接喉頭鏡　（70947000）
一般医療機器

喉頭鏡・後鼻鏡

【警告】
- 本製品は取扱いに注意し、衝撃を加えたり、曲げる様なことはしないこと。
 ［人体への影響および製品の劣化・破損の原因となります］
- 本製品は、未滅菌品です。使用には必ず洗浄・滅菌を行うこと。組合せ製品に関しては必ず分解して洗浄・滅菌を行うこと。
 ［洗浄・滅菌効果が損なわれ、尚且つ破損の原因となります］
- 製品の使用にあたっては、使用上の性能・性質をご理解の上、不適当な目的に使用しないこと。
 ［人体への影響および製品の劣化・破損の原因となります］
- 包装から取り出す場合、及び使用前後の洗浄・消毒・滅菌時にはケガなどに十分注意をすること。
 ［ケガや損傷等をする恐れがあります］

【禁忌・禁止】
- 本製品の加工、改造等は絶対行わないこと。製品に衝撃を加えたり、変形させたり、加工・打刻等の二次加工は行わないこと。
 ［製品を著しく劣化・消耗させ、故障・破損の原因となります］
- 洗浄前の一次消毒は行わないこと。
 ［付着物の変性固着により洗浄・滅菌効果が損なわれます］
- 酸・アルカリ・塩素系の強い洗浄剤および消毒液は使用しないこと。
 ［製品の劣化・腐食を促進させることになります］
- 超音波洗浄は行わないこと。［剥離する可能性があります］
- 磨き粉や金属ウール等での器具の表面を磨くことはしないこと。
 ［製品表面のキズ・損傷・腐食の原因となります］
- 洗浄後、水・蒸留水等のついた状態で長時間放置しないこと。
 ［製品表面の腐食・変色・シミの原因となります］
- 高圧蒸気滅菌時は滅菌器の指定条件で必ず行い、急激な温度変化は避けてください。［破損の原因となります］

【形状・構造及び原理等】

1. 原材料/材質：

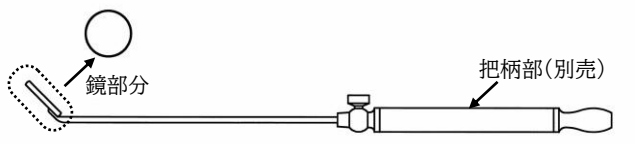
 真鍮、ガラス（鏡）

 表面処理：ニッケルメッキ、クロムメッキ（把柄部）

2. 形状：

取付全体図

下記のように部品「把柄部」を取り付けて使用する。



＊【使用目的又は効果】

棒状の保持部と先端の傾斜した鏡から成る器具をいう。咽頭及びその周辺の観察、診断、治療に用いる。本品は再使用可能である。

＊【使用方法等】

喉頭・後鼻検査等で、反射鏡で鏡面に光を当て、それにより鏡面に映る喉頭像を間接的に見るために用いる。本体に把柄部を取り付けて使用し、各サイズのミラーを把柄に付け替えて使用することができる。

＊＊【使用上の注意】

- 本製品は、未滅菌品である。
 使用開始時や繰り返し使用する際は、適切な条件で必ず洗浄、消毒、滅菌をすること。（保守・点検に係る事項参照）
- 粗雑な扱いは避け、無理な力や衝撃を与えないように十分注意すること。
 ［取扱い中に破損したり、思わぬケガをしたりする可能性がある］
- 新品器具類は作動を滑らかする等の目的で保守油が付いているため、以下の方法により除去してから洗浄・滅菌処理を行うこと。
 ［保守油が付着したまま高圧蒸気滅菌すると器具が変色する原因となる］
 ＜保守油の除去方法＞
 エタノール浸漬または保守油除去用洗浄剤を使用する。
 一度で除去しきれない場合は、2～3 度同様の作業を行う。
 ＜保守油除去後の処理＞
 よく乾燥させ、水溶性潤滑剤を使用する。
- 僅かな変形や破損であっても使用しないこと。

＊＊
【保管方法及び有効期間等】

- 貯蔵・保管の際は、水気や薬品に晒されないようにすること。
- 洗浄後に貯蔵・保管する際は、保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥させること。
 ［器具表層面への腐食・変色・シミの原因となる］
- 高圧蒸気滅菌後は十分に乾燥させてから保管すること。
 ［乾燥が不十分な場合、錆や孔食により本品の寿命を著しく低下させる］
- 保管の際は、硬い物への接触や衝撃を避けること。
 ［変形や損傷の原因となる］

【保守・点検に係る事項】

＊＊<洗浄>

- 磨き粉や金属ウール等で器具の表面を磨くことはしないこと。
- 使用後は付着した血液・体液・組織及び薬液等が乾燥する前に速やかに洗浄すること。
- 塩素系の洗浄剤および消毒液は使用しないこと。洗浄剤および消毒液は弱酸性～弱アルカリ性（≒pH6～8）のものを使用すること。［塩素系、強アルカリ性、強酸性の薬液は、素材表面の不動態膜を破壊し、錆や孔食による器具の破損につながる］
- 洗浄装置（超音波洗浄装置・ウォッシャーディスインフェクター等）を使用する際は、器具同士が接触して損傷することがないよう注意すること。
- 水道水により洗浄を行った場合、残渣除去のため洗浄後に精製水（蒸留水や脱イオン水）ですすぐことを推奨する。
 ［水道水は中に含まれる残留塩素及び有機物質が腐食・変色・シミの原因となる］
- 洗剤の残留がないように十分にすすぎを行うこと。
- 洗浄後は直ちに滅菌を行うか、または直ちに乾燥させること。

＊＊<消毒>

- 洗浄前の一次消毒は行わないこと。
 ［付着物の変形固着により洗浄・滅菌効果が損なわれる］
- 次亜塩素酸ナトリウムでの消毒は行わないこと。

＊＊<滅菌>

- 高圧蒸気滅菌・プラズマ滅菌・EOG 滅菌が可能である。
- 滅菌前には、汚れ・損傷等が無いか点検すること。
 また、点検後に適切な条件で必ず滅菌を行うこと。

- 高圧蒸気滅菌を行う場合、水道水ではなく精製水（蒸留水、脱イオン水等）を使用すること。
 ［水道水は中に含まれる有機物質が鏡表面に付着し、曇りが生じることがある］
- 高圧蒸気滅菌の繰り返しにより、鏡裏面の反射層が劣化して曇りが生じる場合がある。
- 本体と把柄部を分解して滅菌すること。

＊＊<点検>

- 使用する前に、変形や破損、キズや鏡面の曇り等がないか必ず確認すること。異常が認められる場合には使用しないこと。

＊【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 ： 永島医科器械株式会社
TEL ： 03-3812-1271

製造業者 ： 永島医科器械株式会社　第三工場